

令和5年度 第2回習志野市環境審議会 会議録

1 開催日時 令和5年12月19日（火）10:00～11:20

2 開催場所 市庁舎5階 委員会室

3 出席者

【会 長】	千葉工業大学先進工学部生命科学科	教 授	五明 美智男
【副会長】	習志野市議会議員		木村 孝浩
【委 員】	習志野市議会議員		田中 真太郎
	習志野市議会議員		三代川 雄哉
	千葉工業大学先進工学部生命科学科	教 授	村上 和仁
	東邦大学理学部生命圏環境科学科	教 授	朝倉 暁生
	東邦大学理学部生命圏環境科学科	准教授	今野 大輝
	日本大学生産工学部土木工学科	教 授	佐藤 克己
	習志野市秋津連合町会	会 長	本多 武雄
	習志野商工会議所 女性会		梓澤 キヨ子
	千葉みらい農業協同組合	理 事	渡邊 勇
	NPO法人樹の生命を守る会	樹木医	有田 和實
	公 募 委 員		香取 裕子
	公 募 委 員		三浦 由久
	公 募 委 員		佐伯 直人
【市職員】	都市環境部 部 長	神崎 勇	
	都市環境部 次 長	金坂 邦仁	
	都市環境部 副 参 事	佐久間 心之	
	環境政策課 主 幹	仲野 元	
	環境政策課 主 査	小田 和房	
【事務局】	環境政策課 課 長	伊東 尚志	
	係 長	松本 大輔	
	主 査 補	名倉 亜希子	
	主任主事	飯田 友恵	
【欠席委員】	日本大学生産工学部環境安全工学科	教 授	武村 武
	習志野市医師会	医 師	吉岡 敏江
	習志野商工会議所 女性会	会 長	桜丘 けい子

傍聴人 : 2名

4 議題

開会

- 第 1 会議の公開
- 第 2 会議録の作成等
- 第 3 会議録署名委員の指名
- 第 4 諮問

「(仮称) 習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに愛がん動物のふんの放置、動物への給餌行為により周辺環境を損なうことをしないまちづくり条例(案)(通称 習志野市環境美化条例(案))」について

第 5 報告

- ① 新清掃工場の建設に向けた取り組み状況について
- ② 環境審議会に提出された意見の取扱いについて

第 6 その他 日程について

閉会

5 会議資料

- ・ (仮称) 習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに愛がん動物のふんの放置、動物への給餌行為により周辺環境を損なうことをしないまちづくり条例(案)(通称 習志野市環境美化条例(案))について
- ・ 県内近隣市の規制状況一覧
- ・ 習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例
- ・ 新清掃工場の建設に向けた取り組み状況について
- ・ 三浦由久委員から事前にいただいたご意見・ご質問
- ・ 令和 5 年 8 月 21 日に提出された意見書(写し)

<会議概要>

第 4 諮問

「(仮称) 習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに愛がん動物のふんの放置、動物への給餌行為により周辺環境を損なうことをしないまちづくり条例(案)(通称 習志野市環境美化条例(案))」について

【(説明概要) 都市環境部 環境政策課 伊東課長】

「条例(案)概要」に基づき説明

- ・ 制定の目的については、2 点あり、これらを推進することで、綺麗なまちづくりを行っていくことである。
 - ① 従前の条例でも「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及

び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例」があり、違反者に対して指導ができる規定をしているが、指導のみでは効果が薄いということから、違反者から過料を徴収することを定めて効力を高めること。

- ② 本市の駅周辺で、ハトをはじめとした野鳥への給餌により、えさを目当てに集まる野鳥の鳴き声や、ふん害などの周辺環境の悪化が問題となっており、これに対処するために、公共の場所において動物への給餌により周辺環境に悪化を生じさせる行為を条例により規制するとともに、指導に従わない場合は過料を徴収する。

- これらの条例は、従前からある条例に対し下線の部分を追加する内容であるが、条例の制定の行政の手法としては、従前からある条例を廃止し、新たにこの条例を制定するような手続きとなる。

- 新規条例は表組で示した2点ともう1点。

- ① ポイ捨て行為に対し、違反者に対する指導の規定があったが、それに加えポイ捨て禁止の重点区域を指定し、重点区域でのポイ捨てに対し過料を徴収する。
- ② 動物への給餌に対し、規制する規定はないが、新規条例においては、市内の公共の場所で周辺環境を悪化させる行為を規制し、指導に従わない場合は過料を徴収する。
- ③ 犬及び猫のふんという形で限定されていたが、最近の状況を踏まえると、ペットとして様々な動物を飼っている方がいることから、表現を愛がん動物に改め、ペット全般に広げていく考えである。

- 重点区域については、重点的にポイ捨てを防止することが特に必要と認められる区域を重点区域として指定する。

- 過料については、「重点地区においてポイ捨てをした者は、1万円以下の過料に処する」、「公共の場所に給餌により周辺環境の悪化を生じさせ、指導に従わない者は、1万円以下の過料に処する」、「過料に処するための手続その他の行為を市長の指定する者に行わせることができる」としており、受動喫煙防止がまさにこの手法であり、指導員の方が実際の対応に当たっている。

- 三浦委員から事前に頂いたご意見ご質問についての説明。

- ① 定義において、空き缶等の表現が少し分かりにくく空き缶しかイメージが浮かばないとのこと指摘については、分かりやすい表現を検討する。
- ② 給餌による餌を目当てに集まる動物の威嚇行為または破壊行為に、違反ごみ出しによるカラスの被害も追記して適用すべきというご意見については、給

餌行為によって周辺環境が悪化することを定義するものであり、どのように記載すべきか、違反ごみ出し、意図して出したごみでなくてもカラスが荒らすような状況もあるので、今回については、今回の条例案に盛り込まず、今後検討する形とさせていただきたい。

- ③ 重点地区について、なぜ区域を限定するのか、またどのような定義で指定するのかというご意見については、ポイ捨てが多く発生する駅前周辺などの人通りの多い場所であり、この場所を重点地区として重点区域の指定を検討している。仮に市内全域に広げた場合、取り締まりの範囲が広くなり、多くのパトロール要員が必要となるような課題と認識している。
- ④ 違反ごみ出と愛がん動物のふんを適用すべきというご意見については、分別区分または収集日時を守らず一般家庭の日常に伴って生じた一般廃棄物をごみ集積所に搬出することとなっており、過料とした場合、その確認が非常に難しいと考える。現状、分別をされていないごみ出しを収集の過程で多々確認しているが、それらが一つ一つ意図的であるかどうかの確認は難しいため、過料の適用は考えていない。愛がん動物のふんも、地区が限定できることもあり、過料の適応はしないと考えている。また、犬猫のふんの放置に関しては、市役所で持ち帰りをお願いする注意喚起の看板を配布したり、実際に苦情があった場所に取り付けを行い対応している。
- ⑤ 目の前で当該行為が行われた場合、一般市民としてはどのように対処すればよいかについては、直接注意をするというのは、相手がどのような方かわからないこともあり、そういったことを目撃した場合は、市役所にご一報いただくのがよい。先行して行っている受動喫煙防止に関しても、市民から情報が入ってきている。日時場所の詳しい通報が入ってくると、パトロール委員が重点的に見回り対応していることを担当部局に確認しており、それに倣って運用してくるように考えている。

【質疑応答】

(三浦委員)

重点地区について、たばこの吸い殻は、喫煙する権利もあるため、市内全域というわけにはいかないと思うが、ごみのポイ捨ての権利はないので、違法だと思う。モラルの意識の意味でも市内全域、ごみのポイ捨ては駄目であるといった方がよいと思う。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

ごみのポイ捨て禁止に関しては、市内全域とし、特に目立ってひどい区域である駅前を重点区域にして、重点的にパトロールを行うものである。

(佐伯委員)

ポイ捨ての問題について、飲んだもの、食べたもの、吸い殻などがどのように処

分されるかは、清掃事業との関連があると思うが、その流れがスムーズにできるような仕掛けが街の中にできているということ、例えば自動販売機の隣に空き缶を捨てるものがついている、ついていないで、ポイ捨てされたり、ついているところに過大な負担をかけているようである。

これは、業者間の問題でもあるが、ペットボトルなどは行政も加わってリサイクルする方向で動いている。公共の仕組みや民間への投げかけの両方が必要だと思う。仕組みを街中にして捨てる場所があれば、多少気にしてそこに捨てるのではないか。公共施設や公園にごみ箱がない。収集の手間や人件費がかかるから置いてないとか撤去したと思うが、考えなおした方がよい。せっかくの公園がごみ捨て場になってしまう。私の家の前にも毎日必ず1本たばこが捨てられている。そういうことに対し例えばたばこ会社がサービスでくれるような小さな吸い殻入れがあるが配って持たせるかというのもあるが、持っていればそれに入れてくれるかという和多分そうではない。自動車を運転しながらたばこを吸ってポイ捨てをする。自動車には吸い殻入れはあるのに、意識がないか、ポイ捨てがかっこいいと思ってやっている。こういう人間には手の打ちようが無いが、そういうのが当たり前になっているのはどうかしている。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

確かに、意識の問題が一番大きいですが、こちらについては、条例の施行という形になれば、市民の啓発という形で取り組んでいきたいと考えている。条例の市民への周知方法は、ホームページ、広報等で周知することは考えており、その他、習志野市まちづくり会議というところで地域にそれぞれの地区に会議を持っており、こちらに出向いて、条例の施行についての説明に回っていくことを検討している。

ごみ箱を用意することについては、公共施設にごみ箱は無いが、公共施設で自動販売機が置いてある場合はごみ箱を設置していると記憶している。公園については、以前はごみ箱を設置していたが、家庭ごみを持ち込まれるケースが多々あったため撤去した。公園に行って出すごみについては、持ち帰ってご家庭で捨てていただくという考えである。

(佐伯委員)

ごみ箱を増やし行くことはしていかないと、街が汚れていっても、それを回収するごみ箱が無い街にになってしまうということですね。ドイツだったと思うが、ごみを捨てる人がいないよう、ごみを捨てていただくアイデアを出し、確かフォルクスワーゲンの提案であったと思うが、ごみ箱にポーンと落ちて行くような音が聞こえ、それを面白がってごみ捨てるようになったという話を大分前に聞いたことがある。

これはやり過ぎかもしれないが、そういうふうに街を綺麗にするために協力していく仕掛けというものがあると思う。その辺は何かアイデアを募集するのに考えた方がよい。多分、日本全国観光に頑張っているところは、ごみ箱一つだって工夫しているとかいっぱいあると思う。そういうところを少し検討してはいかがと思う。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

公園等のごみ箱については、先ほど申した通りであるが、今、佐伯委員からいただいたご意見、確かに非常に興味深いかなと感じる。一緒になってポイ捨てを減らしていくというようなところから、そういった仕掛けというのは重要であると認識しており、様々なご意見をいただきながら検討して参りたいと思う。

(今野委員)

条例の周知方法に関して、先ほど伊東課長から話があったが、市のホームページ、広報などは多分、若者があまり見ることもないし、まちづくり会議とかで議論されたとしても、ポイ捨てする本人にはあまり降りてこないかなと気がする。ポイ捨てするようなターゲットに、例えばポイ捨てするかもしれない世代に、条例について直接声が届くように、チラシなどがあつたらいいかなと思う。何か良い方法があればいいかなと思うが、具体的なアイデアはあるか。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

ポイ捨てに関しては、現在でも駅前でキャンペーンを実施したり、掲示物を張ったりという形でやっており、そういったことはやっていきたいと思っている。

周知の仕掛けというところについては、習志野市の全小学校を対象に小学４年生がクリーンセンターの見学に行き、ごみの現状を総合的に学習している。

そういった中で、子どもたちにそういった場を提供することで、それを家庭に持ち帰って話をしてもらうこともPRの一つなので、そういったものも活用していきたい。

また、環境フェアも年に１回開催しており、PRの場を設けている。

その他、谷津干潟の自然観察センターで環境教育も実施しているので、そういったことを含めるようなジャンルについては使っていきたいと考えている。

(今野委員)

そういう環境フェアとかいろんなイベントに参加する子は意識の高い子であり、ポイ捨てしてしまうような子のところまで届くのは難しい。その辺も検討していただきたい。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

検討していきたいと思う。

(三代川委員)

周知のところで、例えば、習志野市の公式LINEは今日時点で92,194人おり、人口比にしてもかなり多い。担当課に聞くとこと、習志野市の市民の努力である可能性が高いということで、全体に知っていただくのに有効活用するのが、一番効果があるのではないかなと思う。ただ、条例が変わりましたとしたところで、もう１個開くかとい

うのは難しいと思う。インパクトのある、過料がこれから発生するというところが分かりやすく1枚にまとめた形で張っていただければ、普段見ない人も、何となくこれからはちょっと気を付けないといけないという意識付けになるのかと思うので、是非こういったところも検討していただきたい。

谷津干潟のイベント等について、先日、第1回スポごみという、ごみを拾って、街を綺麗にしようという趣旨のイベントが開催された。そういったところに繋げて行って、地道に楽しみながらできればよい。ただそう言いながら意識を変えていく必要があると思うので、せっかくこういった条例が変わるのであれば、より力を入れて、結果的に、ポイ捨てだったり、ふんをそのままにする人が減るような、そんな施策を打っていただければと思う。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

周知の方法ということで、確かに習志野市の公式ラインがありますので、そちらを含めた形で、よりインパクトのあるものということで、検討して参りたいと思う。また、様々な団体等が市内で活躍されているかと思うので、そちらについてもアンテナを高く持ちながら、こういったところで、周知していけるのかなというところを考えて参りたいと思う。

(佐伯委員)

ポイ捨てをなるべくさせないように、いろいろ注意したりすることも大事だけれど、何より大事なものは、ポイ捨てしにくくなるぐらい綺麗になっていることである。

それは、清掃事業をしてくれということではないが、そこに道があれば民家があったり商店があったり施設があったりして、東京の下町の方は自分家の前を掃除するのがあたり前だったりするが、習志野市には残念ながらそれがない。だから地元の人なり、あるいは、もちろん駅前広場とか公共のスペースを行政でやっていただくのでもいいのだけれど、そういうものであれば、そういう綺麗なところは、さすがに皆さんもごみを捨てない。よほどの人間でない限りは、皇居の前でごみを捨てる人がいないように、そういうところを作っていかなければいけないと思う。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

確かに綺麗なところだと、捨てにくいという、私自身置き換えたらそうだろうというところがあるので、そういったものをPRしていくような形で、何かの手法で考えていかなければいけないと思う。

5月の最終の日曜日に、市内全域でゴミゼロ運動という形で、町会中心に行っているケースもあり、そういったものをどうやって広げていけるかを、今後、考えていかなければいけないと思っている。

(朝倉委員)

ふん尿被害ということで、習志野市ではいわゆる猫屋敷とか多頭飼育などの事例はないのか。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

ふん尿被害については、放置されているという通報が入るケースがある。

通報を受けた場合は、プレートを設置するなど対策をしている。苦情の中には、ここの人だという突き止めた形でのものもあり、そういったケースの場合は、基本的に動物の飼育に関わるようになってくるので、県の所管している事業ということもあり、保健所と連携をして、飼育の指導というような面で、実際に何うようにしている。

多頭飼育についても、県の所管となる。ただし情報としては、市の方に入ってくるケースもあるので、保健所と連携をしながら、市の職員も一緒に指導を行っている。

(朝倉委員)

実際、その指導は効力あるのか。先に申し上げておくと、犬の場合は、通常リードをつけて散歩に行き、家の中で飼っている犬が多いと思うので、昔と比べて多頭飼育の問題はないかもしれないが、飼い猫の場合は、外で飼っている猫も多く、他の所にいってふん尿をして、どこの猫かわからない、いわゆる猫屋敷みたいなものがあると、ごみ屋敷と同じで、周りの家に被害があるようなことは他の自治体でもよく聞く話である。

その中で飼い主の定義については、飼養する愛がん動物の所有者、または、占有者となっているが、犬の場合は首輪やリードをつけるのでわかると思うが、猫の場合だと、飼い猫なのか、野良猫なのかかわからないような状態で、家で野良猫に給餌し、そこで自動的に増えていき、近隣の方々に迷惑をかけるような話はあると思う。

飼い主の責務みたいなことがあるとか、適切に首輪をすとか、個人の占有であるとわかるようにするとかしないと、飼い主を定義するのであれば、その辺りまで言及しておかないと、野良猫なのか多頭飼育猫なのかかわかない。

そのようなところで保健所との連携があれば、言った言わないの問題や飼っている飼っていない問題というのが、もう少しクリアになると思う。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

猫は、室内飼いのイメージが薄いため、対応に苦慮していくことは考えていたところであり、飼い主の責務ということで、ということが記載できるかを、今後もう少し分かりやすい表現を検討して参りたいと思っている。一つ事例を紹介する

が、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成を習志野市ではやっており、市民ボランティアの方が、飼い主のいない猫たちが一代限りで生を全うして、それ以上増やさないでいこうという活動である。地道にボランティアの方がやっていただいております、以前より野良猫が減っていると感じている。それらの手術をした猫は、耳がカットされ、サクラ耳の猫と言われ、そのような活動しているところもある。ただ、市の境界は関係ないので、色々なところから入ってくる状況もあるのも事実である。

(五明会長)

確認ですが、ごみ行政との関連性で指摘があったことについて、ポイ捨てを考えると、事業ごみ、あるいは一般ごみで管理されているごみは、そこでクローズして出て行くと思うが、一般家庭から出てくるごみが、家庭ごみの持ち込みであったり、事業所や商業施設などで買ったものを外で食べてポイ捨てするとか、色々なルートがあるような気がする。

基本的には今回のものは、事業所外のものであるのか。習志野市は、JRなどの交通機関があり、駅のトイレなど缶のごみがひどいと思っているが、あれは鉄道会社の範囲の責任で処理をしていると思うので、あくまでも事業所の外に出たところを対象ということであるか。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

はい、そのとおりである。そのときに、将来的に何か連携みたいなものを、ポイ捨てさせないようなという話も他の委員からご意見あったように、そういったことも検討していかなくてはいけないかと思う。そういったことも含めて、運用の部分について、条例の後の実際の運用というところの中で検討して参りたい。

(五明会長)

条例で動くので、後で実態を見て変えていくことが可能であると思うので、ぜひ運用面で良い条例にしていいただければと思う。

(本多委員)

公共の場所の定義について、民有地以外すべてという意味なのか。それとも、国、県、市プラス JR など公共交通機関などの敷地も入るのか、想定がどのようになるのか伺う。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

若干、公共の場所として緩く捉えているところがあり、現在、想定している部分は、基本的に自治体が管理をしているところである。

鉄道会社の責任となるところは除いて考えている。

(渡邊委員)

概要のポイ捨て行為と動物への給餌と二つあり、動物にエサを与えるときだけ指導に従わない場合は過料としており、これを分けて差をつけた理由は何か。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

ポイ捨て行為に関しては、非常にわかりやすいところがあり、いわゆる直罰方式という形で、認識したら即NGとするよう検討しているが、動物への給餌行為は、給餌していることをダメであると定めるのではなく、給餌行為に起因して周辺環境が損なわれることに対して禁止をしており、即NGではなく、給餌しているところを注意喚起していくという意味で、ポイ捨て行為と動物の給餌とを分けた形で考えている。

(渡邊委員)

パンくずを捨てるのはポイ捨てではないのか。分ける必要はなく、変なアナウンスを市民に与える気がしてしまう。

なぜ、過料を科したからという、指導に従わない人が多いということなので、統一した方が変な話にならないのではないか。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

パンくずは非常に微妙であるが、本当のところ、エサやりは生態系を考えたいけないことである。

一方で、飼い主のいない猫などにエサをあげて、その場も綺麗に保っている方もいるので、そういったところの住み分けもあり、給餌行為を見たときは注視し、そのまま続くようであれば注意を与えて、それでも従わない場合は過料というように考えている。

もちろん運用の中では十分に考えていかなければならないことでもあり、そういった行為自体が周辺環境を悪化させていることに繋がっていくことをPRしていかなければならないと捉えている。そういったものに関して運用の面、ソフトの面で、検討していきたいと考えている。

(有田委員)

ポイ捨てにしても動物の給餌にしても、指導とか注意は実態としては誰がどのような形で今までされているのか、今後はどうするのか。通報があればいくのだろうけど、先ほどの話だと、場所と時間を通報していただいて、そこを重点的にするのかどうか分からない。

ただ、日常的に巡回するとか、掃除するとか、何かそういうものは市として実態どのようなことをしているのか、また行う予定はあるのかをお聞きしたい。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

ポイ捨てについて、基本的にそれぞれの所管する部署において、見回り、パトロールを実施している。実際にポイ捨てされているとか、動物のエサやりがあるようなことがあれば、その場を清掃するような形で今は対処している現状となっている。

今後どうやって見回りをしていくのかは、重点区域については、過料を科してということを検討しているの、条例でもそういうことを謳っていかうとしている。習志野市では先行しているのは受動喫煙防止に関わることである。指導員が2人1組で回っている状況で、それと合わせた形で重点区域については巡回していく形で運用として考えていかうとしている。

(五明会長)

事務局から説明があった今日の審議事項として、規制の範囲や方法については、いろいろとご意見いただいたところですが、過料の有無については、まだご意見いただいていないが、意見はあるか。

(佐藤委員)

路上喫煙だと2,000円、それを捨てる10,000円という、10,000円の値段をどのような考えで決めたのか教えていただきたい。また、ポイ捨ての対象が、中学生など未成年でも10,000円というところの実効性はどうなのかを教えていただきたい。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

条例記載の10,000円という金額については、実際、他市で2,000円取っているケースでも条例は20,000円という定めがあるところがある。実際の過料の額については、条例の規則において定めていたり、規則で作っている運用の中で定めているというケースがある。習志野市の運用についても、具体的な金額は、実施の受動喫煙と合わせたような形が望ましいとなるかと思う。あくまでも上限というような定めになり、自治法の中では50,000円まで定められるという記載があったかと思うので、そのような形で考えている。

小学生など子どもについては、運用の面で考えていかなければならないところということもあるが、子どもだからといって見逃すのも、条例の実効性ということを考えたとき、やはりそれはないだろうということもあり、運用の面でこういった形で取り締まりをしていくのか、啓発を図っていくかを考えていきたい。ひとりでいるときとか、保護者がいるときとか、様々な状況があるかと思うので、それぞれに応じた対応についてはソフト面で検討していきたい。

(三浦委員)

船橋市民にも適応されるのか。

(都市環境部 環境政策課 伊東課長)

はい。場所が習志野市になるので適応されます。

(五明会長)

本日、事務局から条例案ということで説明いただき、いろいろとコメントご意見いただいたところだが、諮問、条例案に対して反対といった意見は特になかったと了解しますが、それでよろしいか。

(委員全員)

はい。

(五明会長)

本日反対意見はない中で、実際に運用する中でいろいろな仕掛けとか仕組みとか規則について、考えていただきたいというご意見が多々あったと思うが、習志野市の環境審議会の答申を、いただいた意見の中で、取りまとめて回答したと思うが、よろしいか。

(委員全員)

はい。

(五明会長)

一部文言の変更とか、そういったご意見もありましたが、こちらについては事務局の方からしっかり回答をいただいたので、そういう対応でいきたいと思うがよいか。

(委員全員)

はい。

(五明会長)

それでは、取りまとめについては、会長である私に一任していただくということ
でよろしいか。

(委員全員)

はい。

(五明会長)

それでは、私が取りまとめして習志野市の環境審議会の答申にしたいと思う。

第5 報告

① 新清掃工場の建設に向けた取り組み状況について

【(説明概要) 都市環境部 環境政策課 仲野主幹】

I. 習志野市新清掃工場建設に係る庁内検討委員会での検討状況

本年4月1日付で設置の上、これまで4回の会議を開催した。

主な検討状況は以下のとおり。

- i. ごみ処理方式の検討
- ii. ごみ処理方式を比較検討するための事業者に対する市場調査の実施内容等の検討及び実施
- iii. 事業方式の検討に係る市場調査の実施内容等の検討及び実施
事業方式は、庁内検討組織である公共施設等総合管理計画推進及びPFI検討会議で検討

ごみ処理方式については、専門性が高く、本市に最も適したごみ処理方式を選定するためには、有識者に意見を求めることが必要である。

そのため、廃棄物処理事業に関する公的な機関の技術者の方1名及び大学教授の方2名の計3名の方に現在、専門委員に就任いただくための手続きを進めている。

II. 千葉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の進捗状況

環境影響評価とは、新清掃工場の建設等の事業、解体や建設工事、運営もすべて含め、環境にどのような影響を及ぼすかを、事業主である市が、調査予測評価を行い、その結果を公表して千葉県民等から意見を聞き、その結果を事業内容に反映させることで、事業が環境保全に十分配慮して行われるようにすることを目的としている。

【環境影響評価手続きのこれまでの経過】

- i. 「事業計画概要書」の千葉県への送付・市民等への縦覧
事業に関する環境影響の手続きを開始することを目的として、事業計画概要書を千葉県の方に送付し、市民等へ縦覧を行った。
- ii. 「方法書」の千葉県への送付・市民等への縦覧
環境影響評価による調査・予測・評価の方法について、行政機関等からの意見を収集し、効率的な環境影響評価を行うため、方法書を千葉県の方

へ送付し、市民等への縦覧等を行った。

この縦覧と合わせ、方法書の内容を市民等に説明するため、サンロード津田沼および千葉市の幕張勤労市民プラザにて、計 3 回の説明会を開催した。これに加え、方法書に対して環境保全の見地からご意見のある場合は、千葉県へ意見書を提出できることになっていたが、特に意見がなかったことを千葉県に確認している。

iii. 留意事項（前回の資料から再掲）

事業計画概要書・方法書の作成にあたっては、施設規模が決定していないため、千葉県との協議の上で、現在の清掃工場と同規模の 1 日当たりのごみ処理能力 219 トンと暫定的に設定している。

また、ごみ処理方式については、現在、検討中であるため、環境影響評価において対象となるすべての処理方式を候補として、手続きを進めている。

III. 全体の取り組みとスケジュール

令和 5 年度年から令和 8 年度までのスケジュール表となっている。

令和 5 年度中にごみ処理方式を決定することとしており、令和 6 年度中に事業方式を決定することとしている。

環境影響評価の今後の流れについては、年度内中に千葉県知事意見が習志野市に対して提出される。これに基づき、令和 6 年度はクリーンセンター周辺の環境調査を行う。この調査をもとにして、令和 7 年度に「準備書」、最終的に「環境影響評価書」を作成していく。

また、令和 6 年度以降、事業方式や施設の規模などから徐々に固まってくるので、それに合わせた「施設整備基本計画」を取りまとめていき、令和 9 年度以降には設計・建設に移り、令和 13 年度中に竣工することを予定している。

IV. 三浦委員から事前に頂いたご意見ご質問に対する説明

i. 稼働していない旧施設を解体して、そこに新施設を建設するのか。

アスベストは大丈夫なのか。

（説 明）

現在、停止している旧清掃工場を解体した跡地に新清掃工場を建設する計画である。

また、旧清掃工場に含有の恐れがあるアスベスト等の物質については、事前に分析調査等を行い、飛散防止等の対策を行い、適切に除去し、そのあとに解体工事を実施する。

ii. 現行の清掃工場を解体した後はどうなるのか。ここに別の施設を作るのか。

(説 明)

現清掃工場は新清掃工場が稼働を開始した後に解体する予定となっている。
跡地については、今の段階では、まず、ストックヤードや駐車場等の設備を整備することを検討している。

【質疑応答】

(香取委員)

1 日当たりのごみ処理能力の 219 トンというのは、多いのか少ないのか、丁度いいのか余裕があるのか、今後、習志野市の人口の増減やごみの増減がわからないが、これは適した数値であるのか。

(都市環境部 環境政策課 仲野主幹)

219 トンについて、現清掃工場が出来たのは、平成 14 年、今からちょうど 20 年前位である。

この時に比べ、ごみの処理量はかなり減ってきている。

人口については、奏の杜地区などで人口が増えている状況ではあるが、市民の協力もあり、ごみの減量化が進んできている。

これから正式な処理能力を決めて行くが、基本的には 219 トン以下としていくことを考えている。

(佐伯委員)

219 トンは、今やっている収集処理方式の前提であるが、収集方式についてどのような検討がされているのか。

ごみ処理施設は 10 年、20 年、30 年と使っていかなければならないので、現行通りとにかく大きな施設を作ってしまうということが危惧される。

それから、P F I を行うという話について、ごみ問題はその分別も含めて P P P で動いている自治体ははるかに多いと思う。

P F I は、習志野市では大久保駅で行った事例があるが、失敗事例といってもいいものではないかと思っている。それなのに、相変わらず P F I を掲げているのは非常に疑問を感じている。

(都市環境部 環境政策課 仲野主幹)

施設規模とごみの分別については、ごみの分別は令和 4 年 4 月 1 日に施行されたプラスチック新法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）が大きく関わってくると思うが、今後、ごみの分別・収集というものが変わってくることを踏まえ、施設規模やリサイクル施設の在り方なども考えていかなければならない。

219 トンという数字は、20 年前の設計であるので、実際はそこまで大きくなることはなく、それ以下に抑える形で整備を検討していく。

それから P F I については、習志野市だけではなく、清掃工場の建替えを検討する上で、10 億円以上の建替えである場合は、必ず、P F I 等の民間活力の導入について検討をしなければならず、現在、検討を行っているところである。これに基づいて、どの事業方式が習志野市にとって一番効果があるかを検証しているところであり、この結果を令和 6 年度中に取りまとめることとなっている。

(佐伯委員)

質問に対し、別々に回答いただいたが、これは関連した問題であると思う。

処理方法が変われば、施設の内容の規模や収集方式も変わってくる。

すでに決まっている通りだから P F I ですという話になっているが、ごみ問題はそれを出す人間の問題が出てくるので、P F I ではなく、ごみを出す側のことをひっくるめて、どういう分別をするのか収集をするのか、ごみの少ないまちにするのかということを併せて考えていくことかと思う。

この答えは理解ができない。

(都市環境部 環境政策課 仲野主幹)

処理方式の種類でごみの分別基準が変わることはない。

基本的に廃棄物処理施設というのは、ごみを分別した後に、どうしても燃やさなければいけないものを処理する施設であるので、処理方式によって分別が変わることは一切ない。

また、P F I というのはあくまでも清掃工場の運営方式であるので、どのように分別していくかは市が決め、市民の協力のもと対応することになるので、事業方式によって影響を受けることはない。

(三浦委員)

一部の町会で瓶と缶を分けて出しているが、結局、1 台の車と一緒に放り込んで持って行っている。

それは、今のごみ処理場の規模がないからという説明であるが、今後、ビン・缶は分けられるであろうし、プラスチックも分別すると、ストックヤードが広く必要になってくる。

先ほどいったとおり、今の清掃工場を解体した後にストックヤードを作るのでは間に合わないのではないか。

(都市環境部 環境政策課 仲野主幹)

まさしくそのとおりであるが、新清掃工場は旧清掃工場の跡地につくる。

敷地的にかなり狭いところに清掃工場を作らなければならない。

ただ、その中に資源物を溜め置くためのストックヤードを一部つくるが、それだけでは足りないので、現清掃工場を解体した跡地にもストックヤードを作ることになる。その間の期間については、多少不便になるかとは思いますが、別の所を活用するなどして再資源化を適切に行いたい。

(五明会長)

説明会を3回行ったということだが、参加した市民の人数は分かるか。

(都市環境部 環境政策課 仲野主幹)

第1回は9月13日 水曜日 午後7時からサンロード津田沼6階の大会議室で開催した。参加は3名で男性1名、女性2名、うち男性1名は市外の方であった。特に質疑応答はなし。

第2回は、9月14日 木曜日 午後7時から幕張勤労市民プラザで開催した。参加者は男性2名で市外の方がであった。この時も特に質疑応答はなし。

第3回は佐伯委員にもご参加していただいたが、9月16日 土曜日 午前10時からサンロードビル6階の大会議室で開催した。参加者は5名で男性1名、女性4名であった。この時は質疑応答があり、環境影響評価手続きにおける大気の影響範囲を3.4キロメートルとしたことの根拠、大気質の自主基準値に関すること、大気質の法規制に関することや手続きに関することのご質問をいただいた。

参加者の合計は、計3回の説明会で計10名、内訳は男性4名、女性6名であった。

② 環境審議会に提出された意見の取扱いについて

【(説明概要) 都市環境部 環境政策課 伊東課長】

本年8月21日に開催した第1回環境審議会において、特別傍聴人より提出された意見書の取り扱いについての説明。

本市が設置する審議会に係る指針、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」が定められている。この中に、公募委員選任手続きに係る規定が記載されており、特別傍聴人は、審議会等の会議を傍聴した上で、当該会議終了後、その審議会審議内容について文書をもって意見を述べる事が出来ると示されている。また、特別傍聴により提出された意見の取り扱いについては、各審議会の判断に委ねられるものとし、取り扱い状況を会議にて報告するものとする事が定められている。本意見書の内容としては、ごみの減量や資源循環などの促進に向けて、プラスチックごみや紙類、厨芥類いわゆる生ごみ等について、より良い方式、未来へつなげる方式を考えてほしいという内容であり、前回の環境審議会の報告事項、新清掃工場の建設に向けた取組状況に係る意見である。委員の皆様には、本意見書の内容を、第1回の会議録と

併せて送付している。新清掃工場におけるごみ処理の方式や事業方式については、庁内検討委員会における検討状況を適宜この審議会において報告し、委員の皆様よりご意見をいただいているところである。事務局としては、今回いただいた意見について、意見としてお受けする形で取り扱いしたいと考えている。

(五明会長)

それでは、説明のあったとおり、前回の審議会において、特別傍聴人から提出された意見の取り扱いについては、本審議会においては、意見としてお受けするという形で取り扱うこととしたいと思うがよろしいか。

(委員全員)

はい。

(五明会長)

それでは、提出された意見の取り扱いについては、本審議会としては意見としてお受けするということで報告とする。

第6 その他

(環境政策課 伊東課長)

- 今年度中の環境審議の予定はない。
- 我々から報告させていただくことがあったら、日程を会長との調整の上、改めてご連絡する。